

## 5 加東市立滝野東小学校いじめ防止基本方針

加東市立滝野東小学校

### 1 学校の方針

本校は、学校教育活動全体を通じて、学校教育目標「心豊かにたくましく生きる滝っ子の育成」のもと「全ての児童が安心して豊かに生活できる学校」を目指す。

その実現に向けて、学級づくりと授業づくりの一体化を研究の柱とする。そして、児童自らが主体となって活動に取り組み、活躍し、互いに認め合い、自己有用感を得られる授業づくり・集団づくり・学級づくり・学校づくりをしていく。そのような取組を進めることによって、いじめにつながるトラブルなどに対し児童一人一人が自らの問題として捉え、考え、解決していく力が身に付き、よりよい人間関係が築いていけると考えたからである。児童がいじめを自分たちの問題として取り上げ、いじめをしない・いじめを許さない・いじめを見て見ぬふりをしない学校づくりを進めていけるような支援を推進していく。

いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応、適切な対処・措置については、教職員のみでなく、保護者・地域・関連機関がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合って進めていくことも大切である。

そのため、すべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう「いじめ防止基本方針」を定め、日常の指導体制を整備する等いじめの未然防止に努めながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決を図る。

### 2 基本的考え方

本校は、児童数514名の中規模校であり、家庭環境支援・発達支援・学習支援・人間関係支援等を要する児童も在籍している。このような児童に対して、これまで、学年会を中核として、毎週支援を要する児童の情報交換と支援相談を行っている。また、いじめ問題については、生徒指導委員会の中にいじめ対応チームを組織し、児童に寄り添った支援に取り組んでいる。

いじめ対応チームでは、いじめの定義を次のように捉えている。

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

そして、いじめについては、すべての教職員が、次のような基本認識を持ち取り組んでいく。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に接触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

（『いじめ対応マニュアル』（H29 兵庫県教育委員会）より）

このような認識のもと、児童間の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

### 3 いじめ防止等の指導体制等

#### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙1 全体計画

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### 別紙2 チェックリスト

#### (2) 未然防止等の年間指導計画

いじめを防止する観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

#### 別紙3 年間指導計画

#### (3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。そして、その中核を「いじめ対応チーム」とする。いじめ対応チームは、いじめ事案に対しての中核となる組織である。いじめの疑いがあるときは担任や一部の教職員で抱えることがないよう、この組織が中核となって判断や対応、調査を行う。未然防止から対応に至る直接的な事柄だけでなく、そこから派生する教職員の資質向上のための校内研修や、いじめ防止年間指導計画の作成、教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施を行う。さらには計画通りに進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証についても担うこととする。

#### 別紙4 組織的対応

### 4 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

## (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

### 別紙5 重大事態対応フロー

## 5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直していく。その際には、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。